

科目別 択一 スタディ

第3回／全8回

基本テキストを一通り学習しても理解しづらい論点や、「わかったつもり」で終わりがちな重要ポイントを毎月1科目ずつ、五肢択一式問題の演習を通して解説します。特に重要なテーマは動画・音声講義でも解説していきます！



社会保険労務士
山川 靖樹
(山川社労士予備校)



雇用保険法

〔問 1〕 雇用保険法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 一般被保険者として雇用される者が65歳に達したときは、その者は、同一の事業主の適用事業に同一の労働条件で引き続き雇用される場合でも、他の要件を満たす限り、65歳に達した時点から高年齢被保険者となる。
- B 1年の期間を定めて雇用される者であって、当該定めた期間を超えて雇用されることが見込まれないものは、その雇用されることとなった時点において被保険者となることはない。
- C 6か月の期間を定めて季節的に雇用されることとなった者は、1週間の所定労働時間にかかわらず、他の要件を満たす限り、その雇用されることとなった時点から短期雇用特例被保険者となる。
- D 高等学校の定時制の課程に在学する生徒は、その在学中に被保険者となることはない。
- E 船員法第1条に規定する船員であって、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者のうち、6か月を通じて船員として適用事業に雇用される者は、他の要件を満たす限り、その雇用されることとなった時点から被保険者となる。

(1) 被保険者の種類

被保険者の種類	適用要件
イ) 一般被保険者	ロ)、ハ)、ニ)以外の被保険者
ロ) 高年齢被保険者 ^{*1}	65歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）
ハ) 短期雇用特例被保険者	被保険者であって、 <u>季節的に雇用されるもの</u> のうち次の <u>いずれにも該当しない者</u> （日雇労働被保険者を除く） a) 4か月以内の期間を定めて雇用される者 b) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
ニ) 日雇労働被保険者	被保険者である日雇労働者であって、一定の要件を満たす者 ※「日雇労働者」とは、次の <u>いずれかに該当する労働者</u> をいう。 a) 日々雇用される者 b) 30日以内の期間を定めて雇用される者 ⇒なお、原則として、前2か月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用された者は除かれる。

Advance

□^{*1} 次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、厚生労働大臣に申し出て、当該申出を行った日から高年齢被保険者となることができます（高年齢被保険者の特例）。

- 2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者であること。
- 一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であること。
- 二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限る）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること。

(2) 適用除外（法6条）

条文

次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

適用除外（被保険者とならない者）	被保険者となる場合
イ) 1週間の所定労働時間が <u>20時間未満</u> である者	○ 特例の規定による申出をして高年齢被保険者となる者 ○ 日雇労働被保険者に該当することとなる者